



監 査 報 告 書

平成27年 5月 / 8日

甲斐市長
中島 武嗣 様

監 事 黄瀬 聖 師 

監 事 雲林院 正 師 

社会福祉法第40条および社会福祉法人 信楽福祉会 定款第11条に基づき、平成26年度の監査結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時 平成27年 5月 18日 9時00分～17時00分
- 2 実施場所 名称 (特別養護老人ホーム 信楽荘)
所在地 (滋賀県甲斐市信楽町牧子小野外 1159番地)
- 3 立会人等 役職名 (施設長) 氏名 (丹正 弘 葛江 基彦)
- 4 監査結果 認 定 ・ 不 認 定

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理事の業務執行状況	適正である	ナシ	
法人の財産管理状況	適正である	ナシ	
法人および施設の業務執行状況	適正である	ナシ	
法人および施設の会計状況	適正である	ナシ	
そ の 他	ナシ	ナシ	
監 査 項 目 の 内 容	別紙のとおり		

(別 紙)

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適正
 B…改善
 C…要即改善
 (該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容	確 認 事 項 等	
		A	B	C			
I 組織運営 1 定款・登記	① 定款準則に準拠していること。	○			<p>H26.5.28 資産変更届出済</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最新の定款準則 (H19.3.30)に準拠しているか。 理事会の決議、評議員会の評決を得ているか。 滋賀県知事の認可を得ているか。(又は、届出をしているか。) 登記項目は次のとおり(ア～エは変更が生じた時点から2週間以内、オは5月末日まで) <ul style="list-style-type: none"> ア 法人名 イ 事務所所在地 ウ 目的 エ 代表者(代表権の制限を伴う場合、その内容) オ 総資産額 1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充されていること。 選任関係書類として、改選毎に整備すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 理事会議事録(評議員会議事録) イ 就任承諾書(任期開始までに) ウ 履歴書(選任日までに) エ 委嘱状(任期開始日までに) 欠格事由とは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人または被補佐人 イ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法または社会福祉法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者。 ウ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者。 	
	② 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。	○					
	③ 登記事項が適正に登記されていること。	○					
	2 役員 (1)定数・現員	① 欠員が生じていないこと。	○				
		① 役員の選任(再任)手続きが定款の定めに従い、遅滞なく行われていること。	○				
		② 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。	○				
	(2)選任・任期	③ 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当であること。	○				
		(3)適格性	① 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容	確 認 事 項 等
		A	B	C		
2 資産管理	<p>① 基本財産、運用財産、公益事業用財産および収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。</p> <p>② 基本財産（社会福祉施設を運営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われていること。</p> <p>③ 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行われていることが望ましいこと。</p> <p>④ 株式の保有は原則として右の場合に限られること。</p> <p>⑤ 株式の保有が認められている場合において、全株式の20%以上を保有している場合については、法第59条の規程による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の右に定める事項を記載した書類を提出していること。</p>	○	○	○		<p>・ 次のような財産または方法で管理運用することは、原則として適当でない。 ア 価格変動の激しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等） イ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等） ウ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産） エ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）</p> <p>・ 運用財産、公益事業財産、収益事業用財産については、通知により運営費等の管理運営方法に制限のある場合を除き、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められない。また、株式の取得は公開市場を等してのもの等に限る。</p> <p>ア 基本財産以外の資産の運用管理の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。 イ 社会福祉法人において、基本財産として寄附された場合。これは設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。 ウ 上記アおよびイの場合は株式の保有が認められるが、その場合でも社会福祉法人が営利企業を実質的に支配することがないように、その割合は2分の1を超えてはならない</p> <p>ア 名称 イ 事業所の所在地 ウ 資本金等 エ 事業内容 オ 役員の数及び代表者の氏名 カ 従業員の数 キ 法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合 ク 保有する理由 ケ 当該株式等の入手日 コ 法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）</p>

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容	確 認 事 項 等
		A	B	C		
3 会計管理 (1) 予算	⑥ 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産又は過大な負担財産が財産の相当部分を占めないようにされていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> 基本財産とすべき不動産とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物ならびにその建物の敷地および社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいう。 所定の手続きを経ずに、処分、貸与または担保に供している財産がないか、登記簿謄本により確認。 理事長または法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくない。
	⑦ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。	○				
	⑧ 基本財産を、滋賀県知事の承認を得ずに、処分し、貸与または担保に供していないこと（独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く）。	○				
	⑨ 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、みだりに処分されていないこと。	○				
	⑩ 不動産を国または地方公共団体から借用している場合は、国または地方公共団体の使用許可等を受けていること。	—				
	⑪ 不動産を国または地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。	—				
	⑫ 理事長または法人から報酬を受けている役員等から賃借していないこと。	○				
	⑬ 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。	○				
				H. 26. 2. 21 評議員、理事会で議決		

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
(2) 会計処理	② 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。	○			H. 27. 2. 15 補正予算	
	① 経理規程を制定していること。	○				
	② 会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、それぞれ辞令が交付されていること。また、内部牽制機能が十分に保たれていること。	○			総括責任者 法人本部長 岩永聡明 (辞令 H. 25. 1. 1 付)	
	③ 現金保管については、保管責任が明確にされていること。	○			会計責任者 信楽荘 設長 今井正弘 (辞令 H. 25. 1. 1 付)	
	④ 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。	○			出納責任者 信楽荘 設長 葛江基彦 (辞令 H. 25. 1. 1 付)	
	⑤ 未収金や未払金、立替金、仮払金、仮受金、預り金等の内容について、不明瞭なものがないこと。	○			出納責任者 信楽荘 事務長 高井紀子 (辞令 H. 25. 1. 1 付)	
(3) 債権債務の状況	⑥ 法人と関係のない支出がされていないこと。	○			信楽荘 事務主任 瀬古朋子 (辞令 H. 25. 1. 1 付)	・ 私的な経費への流用が疑われるような支出がないか。 (ガソリン代等)
	① 借入金は、理事会の議決（および評議員会の意見の聴取）を経て行われていること。 また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。	○			小口現金取扱責任者 信楽荘 事務員 三上由貴 (辞令 H. 26. 4. 1 付)	・ 私物化されている社会福祉法人の資産がないか。 (自動車、パソコン等)
	② 借入金の償還財源に寄付金が予定されている場合は、法人と寄付予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄付が遅滞なく履行されていること。	○			契約担当者 理事長 岩永峰一 (辞令 H. 25. 1. 1 付)	
(4) 決算および財務諸表	① 決算手続は、定款の定めに従い適正に行われていること。	○			H. 26. 5. 25 26年度決算	

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等	
		A	B	C			
(2) 防災対策	③ 直接処遇職員は、配置基準に基づく必要な職員が確保されていること。	○			消火設備の定期的点検 信楽様 (H26.4.15 " 10.28 樹の郷 (H26.8.25 H27.2.23 夜間避難訓練 信楽様 H26.8.28 サテック (" 11.25 ルネッサ H27.3.30 H26.11.30 H27.3.22 樹の郷 H26.7.14	<ul style="list-style-type: none"> 施設長の資格要件を満たしているか。 施設長は専任者が確保されているか。(他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないように体制がとられていること。) 危険箇所、破損箇所はないか。 維持管理は適切か。 防火管理者(有資格者)が適正に定められ、消防署に届出されているか。 消防計画が作成され、届出されているか。 消防設備について定期的に点検が行われているか。 非常時の際の連絡・避難体制および地域との協力体制は、確保されているか。 避難訓練および消火訓練は、年2回以上実施しているか 児童福祉施設は、毎月実施しているか 入所施設については、うち1回は夜間(想定)訓練を実施しているか 	
	④ 施設長は適任者が配置されていること。	○			地震火災訓練 樹の郷 H26.7.14		
	⑤ 施設設備は、適正に整備され、維持管理が適正に行われていること。	○			火災訓練 信楽様 (H26.11.30 H27.3.22 樹の郷 (H26.11.27 H27.3.27 サテック (H26.7.14 H27.3.27		
	① 非常災害対策は、適正に実施されていること。	○			広報(老健)等が情報開示 苦情解決責任者 信楽様 責任者 合井正弘 担当者 高井紀子 谷口義幸 福山茂徳 奥嶋みゆ 高橋峻子 山本恵美		
	② 避難、消火等の訓練が適正に実施されていること。	○			樹の郷 葛江基彦 鈴木裕子 山根雅美 山本初美		
	5 その他	① 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。	○				第三者委員 黄瀬聖師 豊村正昭
		② 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。	○				
		③ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。 ・ 苦情受付窓口が設置されていること。 ・ 苦情解決責任者が設置されていること。 ・ 第三者委員が設置されていること。	○				
		④ 個人情報の取扱いは適切に行われていること。	○				

H17.5.21 個人情報に依る基本規則により採用時全職員が誓約書を記入

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容	確 認 事 項 等
		A	B	C		
(5) その他	② 財産目録、貸借対照表および収支計算書が整備され、保存されていること。	○				
	③ 財産目録、貸借対照表の預金残高と残高証明書の金額が一致していること。	○				
	④ 貸借対照表と事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額が一致していること。	○				
	⑤ 貸借対照表の流動資産（たな卸資産を除く）から流動負債（引当金を除く）を控除した金額が、資金収支計算書の当期末支払資金残高と一致していること。	○				
	⑥ 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書において、経年間の整合がとれていること。	○				
	① 寄付金を募集する際には、関係法令の定めに従い行われていること。また、寄付金が募集の際の用途に即して使用されていること。	○				
	② 社会福祉施設の利用者または利用者の家族等に寄付金を強要していないこと。	○				
	③ 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていること。	○			入所者預り金管理規程の 基礎厳正に処理されている	
	④ 公印管理規程、役員報酬規程、費用弁償規程等が整備されていること。	○			公印管理規程による	
	4 施設管理 (1) 施設の運営管理	① 利用定員および居室の定員が遵守されていること。	○			
	② 管理（運営）規程が整備されていること。	○			運用規程 H26.4.1 檜郷部改	